

相 続 人 代 表 者 指 定 届				
年 月 日				
常陸太田市長 殿				
被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。				
記				
相 続 人 代 表 者	住 所			
	ふりがな			
	氏 名	電話 ()	被相続人との続柄	
(被 相 続 人 死 亡 者)	死亡時の住所			
	氏 名			
	死亡年月日	年 月 日		
相 続 人	氏 名	被相続人 との続柄	住 所	相続分

(注) この届は、相続登記が完了するまでの間、固定資産税等の納税等の管理をして頂く方を指定するもので、遺産分割や相続登記には関係ありません。
また、届出により相続が確定することはありません。